

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月6日(水)午前9時30分から午前10時58分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番 福島 正一郎
会長職務代理者	2番 新村 幸子
委員	3番 瀬戸 真一
	4番 原 美子
	5番 小澤 さよみ
	6番 一ノ瀬 律生
	7番 中村 良治
推進委員	宇治 元一
	根橋 正美
	野澤 洋光
	吉江 平二
	野澤 典生
	古村 孝
	宮島 勇

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号	農地法の規定に基づく許可について ＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞
議案第2号	農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について
議案第3号	非農地の承認について
議案第4号	農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について
報告事項	(1)農地法第18条第6項の規定による届出について (2)認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 高倉 健一郎
書記	役場産業振興課農政係係員 小松 由季
	役場産業振興課農政係 中澤 貴子

## 8. 会議の概要

### <赤羽事務局長>

皆さんおはようございます。年が新たまりまして初めての総会となります。本年もよろしくお願いたします。それでは、ただ今から開会の司会の進行をさせていただきます。では、開会を新村職務代理お願いたします。

### (開会)

#### <新村職務代理>

皆さん、あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いたします。ただ今から令和3年1月の辰野町農業委員会総会を開会いたします。

### (会長あいさつ)

#### <福島会長>

あらためまして、おめでとうございます。今年もよろしくお願したいと思ひます。また、世界的にもコロナが続き、大変な年のはじめでありますけれども、皆様の協力を得て、この農業委員会も皆で楽しく一年間やっていきたいと思ひますのでよろしくお願いたします。今日は、大変ご苦勞様です。

### (議事録署名委員の指名)

#### <福島会長>

6番の一ノ瀬委員さんと7番の中村委員さん、よろしくお願いたします。

### (議事)

#### <福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願いたします。

## 【議案第1号、3条の規定による許可申請について1～5番朗読】

### <高倉事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字赤羽…番地…にお住まいのAさんが所有いたします、

大字赤羽…番…、地目は畑、面積1176㎡を、

大字赤羽…番地…にお住まいの B さんが取得するものです。

譲渡人の A さんは高齢のため、申請地南側にお住まいの B さんが、利便性のよい申請地を取得し、耕作したいということでもあります。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は33アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、瀬戸委員、宮島推進委員から意見書をいただいております。

#### <瀬戸委員>

今事務局から説明もありましたが、地元の赤羽ですけれども、(場所の説明)で、ここは宅地もありますが、水田、田畑が多くあるところでありまして、私もこの隣で耕作をさせていただいている中で、境界等もはっきりしておりましたので問題ないと思います。また、B さんは、道を挟んで向かい側に自宅をかまえていらっしゃるようですので、耕作等管理の面で十分手が行き届くのではないかと思います。ご審議よろしくお願いいいたします。

#### <福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### <高倉事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

塩尻市大門田川町…番地…にお住まいの C さんが所有いたします、

大字横川字一ノ瀬…番、地目は畑、面積592㎡を、

松本市平田西…丁目…番…号…にお住まいの D さんが取得するものです。

こちらは、12月の総会時にご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。また、譲受人の D さんより「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」の提出がありました。

農地取得後の農業経営面積は5アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、一ノ瀬委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<一ノ瀬委員>

今事務局から説明がありましたように、12月の総会でお話がありまして、事務局と現場立ち会いをさせていただいて、特別問題ないと思います。ただ一点、ここでご報告させていただきます。実は C さんは、このほかに一ノ瀬営農組合が賃借契約で借りている田畑が1枚あり、それに関しまして売買が何とかならないかという話がありました。今後私も相手の対象先がいくつかありますが、自宅とその付随する畑は良いのですが、営農組合で耕作している所はどういうふうに E と関わりをもっていたら良いか、検討していかなければいけない。ご本人様の希望並びに不動産関係者は、一括してやりたいというような話ではございます。後で、この方の非農地関係も出てきますが、それは今後どうしていったら良いかというのがあります。これは、あくまで参考として報告させていただきました。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。

<原委員>

お聞きしたのですが、今 D さんという方は松本市に住所があるとおっしゃいましたね。松本市に住所がある方が、ここを耕作なさるといことでよろしいですか。

<事務局 小松>

申請地は、空き家に付随した農地として先月申請されて下限面積を1a に下げる許可が下りたところであり、これからこの空き家に移住して、隣の申請地の農地を耕作していただく予定です。

<福島会長>

その他ありますでしょうか。無いようでありますので、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

大字辰野…番地…にお住まいの F さんが所有いたします、

大字横川字飯沼沢…番…、地目は畑、面積522㎡を、

東京都足立区<sup>おうぎ</sup>扇…丁目…番…号にお住まいの G さんと、

大字横川…番地にお住まいの H さんが共同で取得するものです。

こちらは、12月の総会時にご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。また、譲受人のG・Hさんより「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」の提出がありました。

農地取得後の農業経営面積は5アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましても、一ノ瀬委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

#### <一ノ瀬委員>

これも先月総会で空き家に付随した農地として申請され許可が下りたところであり、特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

#### <福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### <高倉事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

大字小野…番地…にお住まいのIさんが所有いたします、

大字小野字道下…番…、地目は畑、面積349㎡を、

東京都世田谷区池尻…丁目…番…号にお住まいのJさんが取得するものです。

こちらは、12月の総会時にご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。また、譲受人のJさんより「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」の提出がありました。

農地取得後の農業経営面積は3アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、中村委員、宇治推進委員から意見書をいただいております。

#### <中村委員>

説明いたします。場所につきましては、地図の通り飯沼コミュニティセンターの南側になります。空

き家バンクに登録されている「自宅」に隣接する畑でありまして、何ら問題ないと思います。よろしく  
お願いします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙  
手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。地図は5ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのKさんが所有いたします、

大字上島字上島…番、地目は畑、面積178㎡を、

大字横川…番地にお住まいのLさんが取得するものです。

譲渡人のKさんは相続にて申請地を取得しましたが、耕作の予定のないことから、横川で農業  
をされているLさんが、農業経営拡充のため、申請地を取得し、耕作したいということでもあります。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であ  
ります。農地取得後の農業経営面積は93アールで下限面積を超えております。この度の権利の取  
得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられま  
す。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>

12月21日に地域力創造アドバイザーのMさんと原委員、私の3人で現地にて立ち会いました。5  
ページの地図を見ると分かると思いますが、上島の(場所の説明)の所で、現地地目は田とな  
っていますが、桜やサルスベリ、栗等の木が植わっており、太さ10～20cm 程度の木が5、6本生え  
ている場所でした。境界は明確であり、横に3mの道路と地図に対して右側になりますけれども馬入れ  
道のような幅1mの道路がある場所でした。ご審議よろしくお願いいいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙  
手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

**【議案第1号、5条の規定による許可申請1～3番朗読】**

<高倉事務局次長>

1番、賃借権の設定でございます。地図は6ページを、配置図は7ページをご覧ください。

大字小野…番地…号にお住まいの A さんが所有いたします、

大字小野字春宮…番、地目は畑、面積136㎡および、

大字小野字春宮…番…、地目は田、面積969㎡および、

大字小野字春宮…番…、地目は田、面積1540㎡の内74.64㎡を、

大字小野…番地…に所在する、B が借り受け、駐車場を新設するための申請であります。

貸渡人の A さんは相続にて申請地を取得しましたが、耕作する予定のないことから、農業経営規模の縮小を考えておりました。

借受人の B は、申請地に隣接しており、慢性的に駐車場が不足していることから、申請地を借り受け、従業員や来客用30台分の駐車場にしたい計画であります。

申請地は山林と住宅に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、既存敷地の拡張であり、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては、中村委員、宇治推進委員から意見書をいただいております。

#### <中村委員>

内容につきましては、事務局で説明があった通りであります。…番の地目は畑でありますけれども、あとにつきましては田という地目になっております。B につきましては、(業務内容の説明)をやっている所であり、周辺に駐車場等を確保しているわけでありまして不足をしてきているというような状況の中で、隣接する土地を借り受けて駐車場を整備するということでもあります。入り口部分につきまして、該当の所があるわけでありまして、そちらの方も、入り口を確保しながら中の方に駐車場ということですので、特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。

#### <福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### <高倉事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は8ページを、配置図は9ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいの C さんが所有いたします、

大字伊那富<sup>かき</sup>字柿…番…、地目は田、面積370㎡を、

大字伊那富…番地…号にお住まいの D さんが取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲渡人の C さんは相続にて申請地を取得しましたが、耕作の予定もないことから、農地の有効

利用を考えておりました。

譲受人の D さんは、町内のアパートにお住まいですが、家族が増え手狭になったことから、申請地を取得し、住宅を新築したい計画であります。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共公益的施設、E 及び F がありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

#### <野澤典生推進委員>

報告いたします。この件につきましては、12月10日、土地家屋調査士の G さん、福島会長、私と3人で現地で立ち会いを行いました。現地は、先ほど事務局から説明がありました通り(場所の説明)の所になります。こちらにつきましては、先ほども説明がありましたが、C さんのお父さんが亡くなられてから数年来いっさい耕作されていない土地でした。ここにつきまして今回案件が出ました。南側が道路、北側が用水路、また西側が以前の土地所有者宅、南側に小さな畑があります。ここについては、全て境界は明確に測量されてはつきりされておりました。また上下水道等についても、住宅地ですので完備された土地となっております。特に問題はないかと判断いたしました。よろしくご審議ください。

#### <福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### <高倉事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は10ページを、配置図は11ページをご覧ください。

中央…番地にお住まいの H さんと I さんが共同で所有いたします、

大字辰野字堀上…番…、地目は畑、面積24㎡および、

中央…番地にお住まいの I さんが所有いたします、

大字辰野字堀上…番…、地目は畑、面積122㎡および、

大字辰野字堀上…番…、地目は畑、面積263㎡および、

大字辰野字堀上…番…、地目は畑、面積432㎡および、

大字辰野字堀上…番…、地目は畑、面積110㎡および、

大字辰野字堀上…番…、地目は畑、面積59㎡、計6筆 1010㎡を、

東京都足立区新田<sup>しんでん</sup>…丁目…番…号にお住まいの J さんが取得し、太陽光発電施設を新設する

ための申請であります。

譲渡人の H・I さんは、手不足により耕作ができなくなったことから、農地の有効活用を考えておりました。

譲受人の J さんは、申請地に太陽光パネル320枚を設置し、経営安定をはかるため、売電を行いたい計画です。地図で色塗りをしてある宅地地目部分も含めると、面積合計は1187.83㎡、パネル総枚数は356枚となります。なお、J さんは町外の所在でありますが、設備の管理等は今回申請地を紹介した K と管理委託契約をして定期的に行うため、周辺への影響は軽微であると考えます。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内にありますので、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

#### <原委員>

18日に茅野の行政書士さん、吉江委員と3人で行ってきました。まず始めに意見書というものを出すわけですが、皆さんご存知のようにこれが該当するかチェックをして、最後に自分の名前を書いて印鑑を押すわけです。そこから言いますと、全てには境界線がきちんとできていました。場所は(場所の説明)です。とても日当たりが良く、公共柵までも入れてあるとても良い所です。40代か50代位の I さんがもう耕作できないということで、そのお母さんが H さんです。私はこの総会でこの H・I さんの土地を2件位ソーラーに変えたご報告をしています。そして天神原という上辰野の所ですけれども、あそこも全部ソーラーで私と吉江さんが現地確認に行っています。現地確認に行けば、もう境はきちんとしています。道幅もきちんとしています。意見書としては OK ですというふうにしてきますが、私はいつもこの K さんと、今回は J さんと東京都足立区の40代の方ではっきり投資目的ですね。ソーラー自体が悪いことだとは思いませんけれども、何かここへきてずっとソーラーの報告をしてきたことが、何かどうなんだろうということで意見を意見書につけて今お話をしております。先週宇治委員と立ち話をしましたが、小野地区では住民運動が盛んで、この間ソーラーについてこんな話をしたよということ立ち話したんですけれども、色々なソーラーについても、小野地区と温度差があるのかなということも気になりました。そんなような意見の気持ちも添えまして、確認事項は全てできていました。以上報告です。

#### <中村委員>

確認ですけれども、……、……、……については、(場所の説明)になっている所ではないかと思うんですけれども、そちらの方の県道拡幅の予定はないのかどうか、農業委員会関係ないかと思うんですけれども、そういう時に土地を譲ってもらえるかどうか、その辺の確認はどうなんでし

ようか。

<吉江推進委員>

県道の横は既に拡幅してあって、それ以外の所に今回の太陽光を一段低い所に作るという話である。県道幅は全て取ってしまっている。もう確保され、舗装もされている。

<福島会長>

中村委員いいですか。

<中村委員>

はい。

<原委員>

一つ要望をつけ加えさせていただきたいと思いますが、人・農地プランをずっとやってきましたけれども、下辰野上辰野がなかったように思うんですが、良かったらどうでしょう。その地域も人・農地プランに入れてもらって良いかなと。希望ですが。

<高倉事務局次長>

人・農地プランについて、実はやっていない所が宮木、下辰野上辰野、川島の源上だけ外れていまして、やっていない中でも農地の動き、担い手に集積させる個々の動きは行っていますが、市街化の進み具合から、その農地を前から、その地区は人・農地プランの話合いの場から外しているということを当初の農地プランを作った時から継続しております。もしそういう要望が多いと、来年度以降に、今年行った所・プランでももう1回行うことも可能ですので、そういう要望がありましたら来年以降考えていこうと思っています。現時点では、来年行うことは決まっていますが、そういう声が多い場合は、開催を検討していこうと思っています。

<福島会長>

原委員いいですか。

<原委員>

私は、今回ソーラーの案件をあちこち見てきたので、個人的にはそんなことをしてもらおうと良いかなと思いました。

<福島会長>

そのほかありますか。無いようでありますので賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

**【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】**

<高倉事務局次長>

利用権の設定であります。計11件、23筆、面積は19,373㎡、詳細は議案書の7ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

**【議案第3号、非農地の承認について1～2番朗読】**

<高倉事務局次長>

1番、非農地証明書の交付申請であります。地図は12ページをご覧ください。

塩尻市大門田川町…番地…にお住まいのAさんが所有いたします

大字横川字一ノ瀬…番、地目は畑、面積66㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は昭和42年にAさんのお父様が相続された頃には既に山林となっており、申請地を農地に復元するのは容易ではなく、農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われま。

この件につきましては、一ノ瀬委員、根橋推進委員に現地をご確認いただいております。

<一ノ瀬委員>

今事務局より説明があった通りであります。特に問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<高倉事務局次長>

2番、非農地証明書の交付申請であります。地図は13ページをご覧ください。

大字小野…番地…にお住まいのBさんが所有いたします

大字小野字道下…番…、地目は畑、面積306㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は元々桑畑でしたが、一部は急傾斜地であり、平ら部分は庭の一部として利用していたため、申請地を農地に復元するのは容易ではなく、農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われます。

この件につきましては、中村委員、宇治推進委員に現地をご確認いただいております。

<中村委員>

事務局の説明の通りでありますけれども、先ほど3条で空き家に付随する農地として認められました。この土地につきましては、地図を見ていただきますと分かる通りの部分でありまして、草刈りをするにもやっとなんか急なのりでありまして、到底畑とは思えないような土地であります。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### **【議案第4号、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について1番朗読】**

<高倉事務局次長>

空き家に付随した農地に関しまして、下限面積を1アールとする申し出であります。

農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する区域は、大字小野…番…、…番…、…番…の3筆であります。

詳細は議案書の11ページのとおりであります。地図は14ページをご覧ください。

申請地は空き家バンクに登録した物件に付随した農地であり、農業委員会で別に定めております要件を満たしておりますので、新たに3筆を設定区域としたいと考えております。

この件につきましては、中村委員、宇治推進委員に現地をご確認いただいております。

<中村委員>

所有者であるAさんは、長野市の方にお住まいでありまして、現在空き家になっております。今回空き家バンクに指定されたということで、その空き家に付随した農地であります。境界等ははっきりし

ておりますので、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

## 報告事項

<高倉事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、中間管理事業による合意解約でございますが、議案書12ページの通りであります。

(2)認定電気通信事業者による中継施設等の設置に伴う農地転用でございます。議案書の同じく12ページ、地図は15ページをご覧ください。農地法施行規則第53条において、電気事業者による送電用電気工作物等の設置については、許可不要案件となりますが、辰野町農業委員会では事業計画書等の書類を提出していただくことになっています。

大字伊那富字角木<sup>つぎ</sup>…番…、地目は田、面積248㎡のうち0.2㎡を、

A が、携帯電話用無線基地局建設のため、コンクリート柱を建設し、小型無線装置を設置いたします。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上です。

<赤羽事務局長>

議事の中でも先ほどお話がありましたけれども、11月5日から12月16日にかけて、農業委員会の委員の皆様には、人・農地プランの地区懇談会ということで各会場にお越しいただきまして、また進行していただきまして大変ありがとうございました。今、事務局の方で出された意見等をまとめているところであります。町農業振興センターとも相談をしながら、年度内に報告できるように進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

## その他

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について  
(事務局 小松) →該当案件のある方は総会終了後に提出してください。

○農地相談活動等の情報共有について  
→事務局、委員ともに情報提供なし。

## ○えごま油・パウダーの配布について(古村推進委員長)

→配布資料に基づき説明。種の無料配布は、農業委員会ではなく食の革命プロジェクト協議会で行うこととなった。油は、自分で作って自分で使うことが本当は一番良いと思う。それには、油を搾る機械が身近にあれば利用しやすいということが一つあると思う。今、その搾油する機械をインターネットで調べているが、20 万くらいのものであり、あとは手搾りで行うものがあるが、それはたくさん搾れないが割合にその機械が高くて 10 万くらいする。そういうものを一つ買って設置すれば、皆さんに気軽に使っていただけるかなと思う。今は駒ヶ根の東伊那まで持って行って油を搾らなければならないので、そこら辺のところはネックになっているかなと思っている。えごまのパウダーについて、もう少しパウダーが欲しい委員の方は、連絡をもらいたい。1 袋 100 円くらいでできると思う。

### <事務局 小松>

補足として、本日委員の方には油 2 本とパウダー1 袋を配布させていただき、後日パウダーをもう 1 袋ずつ配布させていただく予定。えごま油・パウダーの無償提供先について、以前小・中学校と福祉施設へ提供するという話はしていたが、予定していたより油・パウダーの数が多くあるため、周知や町内での普及につなげるため、もう少し配布先を増やすことを考え、食堂がある町内の短期大学と企業にも広げたい。最終的には、食の革命プロジェクト運営協議会やえごま生産者が個人で販売しているえごま商品の購入促進につなげたいと考えている。

### <宇治推進委員>

私もコロナ禍の中でどう生きていくか、地域の中で検討してきている。コロナは 1 年で収束するものではなく、いずれにしても私たちはコロナウイルスと共存していかなければならない。しばらく年月がかかる。コロナ禍が単発的な災いではなく、こういった社会現象の中でどうやって生きていくかという、新たな知恵を出さなければいけない時代になっている。だから、コロナで販売ルートが少なくなったからやめようねではなく、コロナ禍の中でこれをどう拡販しようかという新たな方向性を探ってもらいたい。お互いに意見を共有しながら、どうやって生きようか、コロナ禍の中でやめるもの、残すもの、次につなげるものを精査しながら、私たちが生きる知恵を身につけていかなければいけないと思っている。そういう意見を共有することが大事ではないかと思っている。

### <赤羽事務局長>

コロナの時代が続くであろうという中においては、観光客の皆さんだけの購買に頼っていることが厳しい。そのような状況が続く中では、町に勤めていらっしゃる皆さん、学生の皆さんも含めて多くの町民の皆さんにえごま油の良さを知っていただいて、買っていただく提案をさせていただいている。えごま油・パウダーの提供についてはよろしいでしょうか。(→意見なし)皆さんにご賛同いただいたという中で、事業者等詳細を詰め、報道機関等を通じて発表していきたいと考えている。

○来年度の委員活動(遊休農地発生防止・解消対策)について(赤羽事務局長、事務局小松)  
→配布資料に基づき説明。

<宮島推進委員>

私個人の考えでは、ここ 2 年委員さん達との交流の場としてのえごま作業は楽しく、こういう機会があった方が良く、続けていった方が良くと思う。自家用消費については、私も作業をする中で洗浄・乾燥までは自分でできると思う。しかし油にすることまでは無理だということ、そこが解決すれば良いと思う。販売経路がはっきりすることと、価格をもっと下げることと考えていく必要があると思う。次の具体的な部分はまた検討が必要である。

<根橋推進委員>

産地化、ある程度の知名度を上げるためには 10 年は続けていく必要があると思う。価格については、人件費がたくさんかかると思うが、もう一度コスト計算をしてみて、どこまで譲れるか検討して欲しい。値段を下げないと売れないと思う。もう一つの方法は、実の買い取り制度はあるが、個人が駒ヶ根まで行って搾油するのは難しいため、加工委託を受けて(例えば 10kg 以上なら預かる等、それをまとめて駒ヶ根に持って行って、計算して個人に費用を請求していく方法)やれば、自家消費が進むかと思う。継続性については、任期あと 1 年となるため引き続きやっていった方が良くと思う。

→引き続き、従来と同じ沢底の圃場でえごまを栽培していく。

○今後の予定(赤羽事務局長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:2月2日(火) 午前9時30分から 役場第6会議室

(閉会)

どうも寒い中ご審議いただき、ありがとうございました。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印